

「Deep Read」利用規約

「利用者」は、株式会社 EduLab（以下「当社」という。また、利用者と当社を総称して「当事者」という。）に対し、本サービス（「Deep Read」利用規約第1条に定義）の利用に関し、以下の記載する条件及び「Deep Read」利用規約の内容に基づき、以下のとおり利用申込みを行う。

利用条件：

期間：申込を行なった日から起算して2週間

利用量：500MB まで

第1条（目的）

Deep Read 利用契約（以下「本契約」という）および利用規約別紙に記載されているオンプレミスに関する付帯事項は、当社が「Deep Read」という名称にて提供する AI を活用した手書き文字のテキストデータ化サービス（以下「本サービス」という）の利用条件および当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とする。

第2条（本サービスの提供条件）

1. 当社は、利用者に対し、本契約に定める条件で利用者が本サービスを利用することを非独占的に許諾するものとし、利用者は、本契約に定める条件および手続きを遵守して本サービスを利用するものとする。
2. 当社が別途本サービスの仕様、利用方法その他本サービスの利用条件に関するガイドライン等（以下「ガイドライン」という）を定めた場合、利用者は、ガイドラインに従って本サービスの利用をすることを承諾するものとする。
3. 当社および利用者は、本サービスの内容が 改正民法548条の2に定める「定型取引」に該当し、かつ本規約が「定型約款」に該当することを相互に確認した。

第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本契約の条件およびガイドラインの確認をしたうえで、当社所定の方法により本契約の申込みを行うものとする。
2. 前項の申込みがあった場合、当社は所定の審査を行うものとし、その結果、当社から承諾の通知があったときに、本契約が成立するものとする。

第4条（ID・パスワード）

1. 利用者は、本サービスの利用のために当社が付与する ID およびパスワードについて、本契約の有効期間中、自己の責任において、ID およびパスワードを第三者に知られないよう管理し、定期的に変更を行うなど、ID およびパスワードの盗用を防止する措置を行うものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、また、担当者にも同様に対応させるものとする。
2. 利用者は、ID またはパスワードの盗用、第三者による不正利用が判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとする。

第5条（利用料）

1. 本サービスの利用料は、表紙記載のとおりとする。
2. 当社は、前項の利用料について、毎月末日を締日として請求書を発行するものとし、利用者は利用月の翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は利用者の負担とする。
3. 利用者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅滞した場合、当社は、利用者に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。
4. 利用者は、前月末日の10営業日前までに、当社所定の方法により申し出ることにより、1か月単位で本サービスの利用を休止することができるものとし、この場合、休止期間中の利用料は発生しないものとする。

第6条（遵守事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェアおよび人材を自らの費用で用意し、維持すること
 - (2) 本サービスが予定している範囲を超えて、利用（複製、送信、改変等の行為を含むが、これに限られない）をしないこと
 - (3) 当社が本サービスにおいて提供するシステム、コンピュータプログラムまたはコンテンツ等を改変しないこと
 - (4) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを含む一切の解析行為を行わないこと
 - (5) 法令等や公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するおそれがある行為を行わないこと
 - (6) その他当社が不適切と判断する行為を行わないこと
2. 前項に違反した場合、当社は、利用者に何らの通知をすることなく、本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとし、また、これに基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第7条（対象資料）

1. 利用者は、自らによる本サービス利用によりテキストデータ化される元となる資料（以下「対象資料」という）について、自ら責任を負うものとし、当社が第三者の知的財産権（著作権（著作権法第21条乃至第28条に規定されるすべての権利を含む）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウおよび技術情報等を含む。以下本契約において同じ。）、プライバシー権、名誉権、肖像権その他の権利を侵害するものかどうかについて一切関知しないことおよび当社に本契約または本サービス提供により対象資料に関する責任が生じるものではないことを承諾するものとする。
2. 対象資料について第三者との間で紛争が生じた場合、本契約期間中および本契約終了後も、自らの費用と責任でこれを解決するものとし、当社に対し不利益を生じさせないものとする。

第8条（免責）

1. 利用者は、当社が、利用者による本サービス利用の結果生じるテキストデータ化されたファイル（以下「テキストデータ」という）について、対象資料読み取りの正確性およびそれに伴うテキストデータの正確性、品質を保証するものではないことを承諾するものとする。
2. 利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービスは当社がその時点で保有している状態にてこれを提供するものであり、テキストデータに誤字脱字その他バグなどの不具合が一切ないこと、本サービスが利用者の初期の目的、要求および利用態様に適合すること、並びに利用者による本サービスの利用が法令等に適合することおよび本サービスの利用に不具合が生じないことについて、当社が保証するものではないことを承諾するものとする。
3. 当社は、バグなどの不具合がある場合、修正または改良等するよう努めなければならないものとする。ただし、当該不具合を完全に修正または改良等することを保証するものではないものとする。
4. 当社は、故意または重過失がある場合を除き、利用者が本サービスを利用し、または利用できなかったこと（当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本サービスの利用による対象資料の消失もしくは機器の故障もしくは損傷、等をいう）、その他本契約に関連して利用者に生じた損害について、本契約上定めがある場合を除き、金銭的補償を含め一切賠償責任を負担しないものとする。

第9条（本サービスの停止または中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を中止または停止することができるものとする。ただし、緊急を要する場合または事前に通知することが不可能な場合は、事前の通知は行わず、事後、速やかに当社が適当と判断する方法で通知する。
 - (1) 本サービスにかかるシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 火災、停電、通信回線の事故または天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が不可能となる場合
 - (3) 前各号のほか、当社が必要と判断した場合
2. 当社は本条に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第10条（権利帰属）

1. 対象資料およびテキストデータに含まれるまたはこれらに関連する一切の知的財産権は、利用者に帰属するものとし、本サービス提供の過程で当社に知的財産権が生じる場合といえども、テキストデータ作成と共に利用者に帰属するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、対象資料およびテキストデータに、当社が本契約に基づく本サービス提供前から有

している知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権は、当社に留保されるものとし、当社は、当社の知的財産権を、利用者に対し、本サービスの利用目的に必要な範囲で利用することを非独占的に許諾するものとし、この場合、当社は著作権人格権を行使しない。

3. 本条に基づく知的財産権の帰属について登録手続等が必要な場合、当該手続にかかる費用は全て利用者が負担するものとする。ただし、当社も当該登録手続に協力するものとする。

第11条（再委託）

当社は、当社の責任と判断により、本サービスまたは本サービスの提供に関連する業務の全部または一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

第12条（損害賠償）

本契約の定めにより当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社（その従業員も含む）が、利用者に対して本契約に関連して損害を及ぼした場合には、当社が利用者に対し、利用申込書の契約期間開始日から当該損害発生の原因となった事実が起きた日までの直近1年間に支払われた利用料を上限として、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、本契約に関する当社の責任は、責任の原因から直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、特別損害、拡大損害、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害またはいかなる逸失利益、支払いを免れたであろう利益、事業機会の逸失に関するいかなる損害または損失に対しても責任を負わないものとする。

第13条（不可抗力）

本契約の当事者は、自らの合理的な支配の及ばない状況（天災地変、必要な対応の措置を取ったうえで起こったハッキングやコンピューターウィルスの侵入、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資および輸送施設の確保不能、パンデミックまたは政府当局による介入を含むがこれに限定されない）により本契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対して債務不履行責任を負わないものとする。

第14条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、表紙記載のとおりとする。
2. 当該契約期間終了満了1ヵ月前までに、いずれの当事者からも更新を拒絶する旨の書面による通知がなされなかった場合には、本契約は同一条件、同一期間で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、契約期間が1ヵ月に満たない場合には適用されない。

第15条（解除）

1. 本契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、相手方に書面で通知することにより本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反し、その是正を求める通知を受けたにもかかわらず、受領後15日以内に当該違反の是正および当該違反に基づく損害の賠償をしない場合
 - (2) 民法第542条各号の事由に該当するとき
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があったとき
 - (4) 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りになったとき
 - (5) 仮差押、仮処分、差押または競売の申立を受けたとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散（合併による場合を除く）、清算、または事業の全部（実質的全部の場合も含む）を第三者に譲渡したとき
 - (8) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (9) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10) 第13条に定める不可抗力により本サービスの提供が不可能となったとき
 - (11) 法令等または公序良俗に違反したとき
 - (12) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 前項による解除は将来に向かって効力を有するものとし、解除がなされた場合でも、当社は解除時点において発生済みの利用料を利用者に請求することができる。ただし、当該解除につき当社の責に帰すべき事由の存する場合を除くものとする。
3. 本条により本契約を解除した場合、当該相手方に対し、利用者または当社が当該解除により自ら被った損害に

つき、損害賠償を請求することを妨げない。

第16条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供もしくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。
2. 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、秘密情報から除外する。
 - (1) 相手方から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、すでに公知となっていたもの
 - (2) 相手方から提供もしくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの
 - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確保されたもの
3. 本契約の当事者は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するものとする。
4. 本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとする。なお、第三者とは、利用者または当社の役員、従業員、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーで法令上または契約上秘密保持義務を負う者（以下「従業員等」という）以外の者をいう。ただし、当社は、当社の関連会社（以下「関連会社」という）に対して、関連会社内の業務遂行のために必要となる場合において、利用者の名称や提供業務の内容等を本契約の秘密保持義務を遵守させることを条件に開示することができるものとする。
5. 前項の規定にかかわらず、本契約の当事者は、法令、裁判所もしくは政府機関の命令、要求または要請、監督官公庁の要求、その他の強制力を伴う命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本契約の内容を必要な範囲に限り開示することができる。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、すみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。
6. 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、相手方の事前の承諾を得ることとし、複製物については前三項に準じて取り扱うものとする。
7. 本契約の当事者は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。廃棄をした場合、相手方より要求された場合には、廃棄証明書を提出しなければならない。

第17条（個人情報保護）

1. 利用者および当社は、本契約に関連して知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）について、「個人情報の保護に関する法律」に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、本契約の目的外の利用をしてはならず、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとする。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして、複製、改変しないものとする。
2. 当社は、本契約が終了した場合には、利用者の指示に従い直ちに利用者より開示を受けた個人情報を返還、消去または廃棄するものとする。
3. 第11条により再委託が行われる場合でも、当社は個人情報を再委託先に開示してはならないものとする。ただし、個人情報の再委託先に関する開示につき、利用者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。
4. 利用者および当社の間で別途個人情報の取り扱いに関する契約が締結されている場合は、本条に定める条件のほか、当該契約の条件に従い、細心の注意を払い取り扱うものとする。
5. 当社は、利用者より開示を受けた個人情報について前各項に違反する事実が発生した場合には、直ちに利用者にもその旨を報告するとともに、迅速かつ適切に対処（本人への通知、主務大臣への報告等を含むがこれらに限られない）し、再発防止策を講じるものとする。

第18条（テキストデータ）

本サービス提供の過程で当社に取り扱いが生じる利用者の対象資料およびテキストデータに関し、当社は、これらを利用者が本サービスの利用目的を達成するために必要な範囲（本サービスの提供のために用いることその他、本サービスがAIを活用したサービスであることに鑑み、対象資料における手書き文字等の分析精度および読取精度

の向上のために学習データとして利用すること等の本サービスの改善・改良を含む。)でのみ、取り扱うものとし、利用者はこれを予め承諾する。

第19条 (反社会的勢力等の排除)

1. 利用者および当社は、本契約締結時または将来にわたって、自ら(その役員、出資者、実質的に経営権を有する者等および当社が再委託した第三者を含む)が暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人(以下、総称して「反社会的勢力」という)には該当しないことを表明し、保証する。
2. 利用者または当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確認する。
 - (1) 反社会的勢力であると標榜すること
 - (2) 反社会的勢力を利用すること
 - (3) 本契約に関連して詐術、暴力行為、または脅迫的言辞を用いるその他の違法行為、不当要求行為を行うこと
 - (4) 相手方の名誉や信用等を毀損すること
 - (5) 相手方の業務を妨害すること
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者または当社は、自らが前項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
4. 利用者または当社は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要しないで、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
5. 利用者または当社は、前項により本契約を解除した場合、当該相手方に対し、利用者または当社が当該解除により自ら被った損害につき、損害賠償を請求することを妨げない。
6. 第12条の規定にかかわらず、利用者または当社は、第4項により本契約が解除された場合、当該解除により本条に違反した相手方に損害が生じてもこれを一切賠償する義務を負わない。

第20条 (通知)

1. 本契約に基づくまたはこれに関連する全ての通知は、手交、書留郵便、電子メールその他当社所定の方法により行うものとする。なお、本契約に関する利用者から当社への通知および当社から利用者への通知は、それぞれ利用申込書に記載する通知先に対しても行うものとする。いずれの当事者も本項に基づき相手方に通知することにより、本契約にかかる通知先を変更することができる。
2. 前項に基づく通知が、相手方の所在不明等相手方の責に帰すべき事由により、到達しなかった場合には、その発送の日から2週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなす。

第21条 (中途解約)

1. 当社は、1カ月前までの通知をもって、いつでも本契約の全部または一部を解約することができるものとする。
2. 利用者は、当社所定の方式により各月の末日までに当社に申し出ることにより、その翌月末日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとする。この場合、当社は、利用者に対し、本契約の解約日までの期間に対応する利用料を一括して請求することができるものとする。

第22条 (譲渡禁止)

利用者または当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約の契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

第23条 (当社による事業譲渡等の特則)

1. 第15条および前条の規定にかかわらず、当社が当社の関連会社に本サービスにかかる事業について、会社分割、事業譲渡その他形式を問わずに承継または譲渡することにより、本サービスの提供主体に変更が生じる場合(以下「事業譲渡等」という)、当社は事前にその旨を利用者に通知するものとする。
2. 利用者は、前項の当社からの通知受領後10営業日以内に、事業譲渡等に異議を述べない場合、これを承諾したものとみなす。
3. 前項および第1項の通知を利用者が承諾した場合、以後第15条に基づく契約の解除はできなくなるものとする。

第24条 (完全合意)

本契約は、本契約に含まれる事項に関する本契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭または書面によるのを

問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優先する。

第25条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨ならびに法律のおよび経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第26条（存続規定）

第5条（未払い金がある場合に限る。）、第12条、第15条第2項および第3項、第16条、第17条、第19条第5項および第6項ならびに第22条乃至第30条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第27条（改訂）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、利用者の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できるものとする。但し、次の各号の一に該当する場合、利用者の承諾があったものとみなすことができるものとする。
 - (1) 当該変更又は追加が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、事前にその旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。

第28条（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項および解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、両当事者が誠意をもって協議解決を図るものとする。
2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、当社および利用者は、当該協議を行う旨の合意を書面または電磁的記録にて行うものとする。

第29条（裁判管轄）

本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決することに合意する。

第30条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとする。

以下、余白。